

財団法人愛媛の森林基金寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人愛媛の森林基金(以下「基金」という。)という。

(事務所)

第2条 基金は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 基金は、愛媛県における森林及び緑化に関する普及啓発を行い、並びに森林の造成整備、緑化等を促進することにより、森林資源の造成及び森林の公益的機能の拡充並びに緑資源の維持及び造成を図り、もって地域経済の振興及び県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林及び緑化に関する普及啓発
- (2) 森林の利用・活用の促進
- (3) 分収造林及び分収育林の促進
- (4) 森林の造成整備の促進
- (5) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)

第5条第1項の指定を受けて行う同法第6条に規定する業務の実施

- (6) 森林の適正な管理の促進
- (7) その他必要な事業

2 基金は、前項第5号に規定する事業(以下「緑の募金事業」という。)のうち募金活動の実施については、必要に応じ、理事会の議決を経て、適当と認められる団体にその一部を委託して行わせることができる。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 基金の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び運営協議会においてそれぞれ理事及び委員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 基金の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 基金の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、会計年度開始前に、運営協議会の同意を得、かつ、理事会の議決を経て、愛媛県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算の成立までの間は、前年度の収支予算の例により収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第11条 基金の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、理事長が作成し、その会計年度末の財産目録とともに、監事の監査の意見を付けて、理事会及び運営協議会の承認を得て、その会計年度終了後2箇月以内に愛媛県知事に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第12条 基金の収支決算に剰余金があるときは、運営協議会の同意を得、かつ、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計の種別)

第13条 基金の会計は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、収益事業特別会計、緑の募金事業特別会計及び森林適正管理事業特別会計とする。

(一般会計)

第14条 一般会計は、収益事業特別会計、緑の募金事業特別会計及び森林適正管理事業特別会計で経理する収入及び支出以外の収入及び支出を経理する。

(収益事業特別会計)

第15条 収益事業特別会計は、出版事業に係る収入及び支出を経理する。

(緑の募金事業特別会計)

第16条 緑の募金事業特別会計は、緑の募金事業に係る収入及び支出を経理する。

(森林適正管理事業特別会計)

第17条 森林適正管理事業特別会計は、第4条第6号に規定する事業に係る収入

及び支出を經理する。

(会計年度)

第18条 基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第19条 基金に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 (理事長及び副理事長を含む。) 15人以上25人以内
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、運営協議会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第20条 理事長は、基金を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、基金の業務の執行を決定する。

4 監事は、民法(明治29年法律第89号) 第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第22条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び運営協議会においてそれぞれ理事及び委員の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

(事務局)

第23条 基金の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、基金の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

2 緊急やむを得ない場合であって、理事会を招集する暇がないと認めるときは、理事長は、その議決すべき事項を持ち回りで処理することができる。

3 理事長は、前項の規定により処理したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 運営協議会

(設置及び所掌事務)

第32条 基金に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(組織)

第33条 運営協議会は、委員15人以上25人以内で組織する。

2 委員は、各種団体を代表する者及び森林又は緑化に関する学識経験者のうち

から理事会で選出し、知事の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員は、役員を兼ねることができない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(運営協議会会長及び副会長)

第34条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、運営協議会の会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第35条 運営協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(雑則)

第36条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第6章 専門委員会及び賛助会員

(専門委員会)

第37条 基金に、その運営に関し重要な事項を調査研究させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(賛助会員)

第38条 基金の目的に賛同し、その発展を助成しようとする者で、理事長の承認を受けたものは、賛助会員になることができる。

2 賛助会員に関し、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び運営協議会においてそれぞれ理事及び委員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 基金は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び運営協議会においてそれぞれ理事及び委員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得たときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び運営協議会においてそれぞれ理事及び委員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得て、基金と類似の目的を有する公益法人又は愛媛県に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則（昭和61年5月8日）

（施行期日）

1 この寄附行為は、愛媛県知事の設立許可のあった日から施行する。

（設立初年度の事業計画及び収支予算）

2 基金の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（設立当初の会計年度）

3 基金の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和62年3月31日までとする。

（設立当初の役員）

4 基金の設立当初の役員は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日から昭和63年3月31日までとする。

附 則（平成8年2月16日）

この寄附行為の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年5月26日）

この寄附行為の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年3月20日）

この寄附行為の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。